

小山工業高等専門学校キャリア教育に係わる単位認定に関する規程

制 定 平成29年1月18日

最終改正 令和4年3月9日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校におけるキャリア教育に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程において単位が認定される対象は、本校キャリア支援室によって認定されたキャリア教育活動、並びにキャリア教育にふさわしいとキャリア支援室長及び校長が認めたものとする。

(単位認定科目と認定の条件)

第3条 キャリア教育に対応する単位認定科目名は、「特別演習(キャリア設計)」とし、認定される単位数は30単位時間相当の活動をもって1単位とする。

2 当該科目は、一般科目の単位として認定される。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は資格取得に係わる単位、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、第5学年の1月末までに所定の申請書と必要書類等を添えて校長に申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、キャリア教育について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位、インターンシップに係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。